

民間保育所運営経費の仕組み

金額は平成30年度決算(速報値)ベース

総支弁額(3,546,862,630円)				
地域区分や保育所の定員等で定められた児童1人当たりの単価を積み上げた、負担金算定の基準となる額。現在は、私立保育所のみ（公立保育所は一般財源化）となっています。保育所職員の平均勤続年数によって加算される「民間施設給与等改善費」や冬季の採暖費等も含まれています。				
法定負担額(2,189,347,690円)		国徴収基準額(1,357,514,940円) = (A)		
総支弁額から国徴収基準額を差し引いた額を、それぞれの割合（国1/2、都1/4、市1/4）で負担しています。		国の徴収基準額表より算出された児童1人当たりの徴収限度額（保護者の方から徴収してもよいと国が定めた額）の積み上げ。市の保育料はこの額を限度に徴収することとされています。この額と保護者負担の保育料の差額は市が負担しています。		
国庫負担金(1/2)	都負担金(1/4)	市負担分(1/4)	保育料(保護者負担)	保育料(市負担)
1,094,673,845円	547,336,923円	547,336,923円	655,491,950円	702,022,990円
国徴収基準額の範囲内で市が定めた基準額によって、入所児童の保護者が負担します。 国徴収基準額(A)に対する割合は、48.3%。			国徴収基準額と保育料（保護者負担）の差額。 国徴収基準額(A)に対する割合は、51.7%。	